

お知らせ

今般、当協会におきまして、「東京国際第2・第3駐車場LED照明改修工事」の発注を予定しております。

本工事は、一般競争入札方式（郵便入札）により発注することとしたので、入札参加希望者を下記により募集します。

平成29年 5月15日

一般財団法人 空港環境整備協会
会長 岩崎 貞二

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 東京国際空港第2・第3駐車場LED照明改修工事
- (2) 工事場所 東京国際空港第2・第3駐車場
- (3) 対象施設 駐車場照明施設
- (4) 工事内容
駐車場及び管理事務室等のLED照明への交換作業
- (5) 工期 契約締結の翌日から平成29年11月30日まで
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を郵便により行います。

2. 競争参加資格

- (1) 平成28・29・30年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格における業種区分「建設工事業」に係る競争参加資格の名簿に登録された者（会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、再度国土交通省の認定をうけていること。）であって「B」等級以上に格付けされているものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（上記（1）の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 国土交通省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 配置予定技術者
発注工事に係る建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(5) 施工実績

直管型LED照明の施工実績を有すること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として当協会発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒105-0011 東京都港区芝公園1-3-1
一般財団法人 空港環境整備協会 施設部
電話番号 03-6452-9006

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 : 平成29年5月15日(月)から平成29年5月24日(水)午後5時まで

交付場所 : 上記(1)

交付方法 : 無償にて貸与する。但し、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成29年5月25日(木)から平成29年6月1日(木)午後3時まで 提出場所 上記3.(1)に同じ

提出方法 提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に、郵送により提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成29年6月9日(金)午前10時までに上記(1)に掲げる場所に、郵送により提出しなければならない。

開札は、平成29年6月9日(金)午後1時協会本部会議室において行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

①入札の執行回数は2回を限度とし、次の(ア)の要件に該当する者のうち、最も低い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②①において、最も低い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決める。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も低い者を落札者とする。

(5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 確認資料のヒアリングを必要とする場合には別途通知します。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(10) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(11) その他詳細は入札説明書による。